

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十一年三月三十日

広島県監査委員

山崎

正

博

同

芝

正

清

同

高橋

義

則

同

加賀美

和

正

監査の結果（平成21年3月18日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成19年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求めた方法で実施しました。

3 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、広島高速道路公社及び福山リサイクル発電株式会社については高橋委員を、監査執行に当たって除斥しました。

4 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

5 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が3機関、財政的援助団体等が14団体です。

監査対象機関一覧表

県の機関

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	西条特別支援学校	平成21年3月18日	平成21年2月10日	書面監査
2	廿日市特別支援学校	平成21年3月18日	平成21年2月9日	
3	音戸警察署	平成21年1月29日	平成21年1月29日	実地監査

財政的援助団体等

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島高速道路公社※	平成21年1月22日	平成21年1月21～22日	実地監査
2	広島県土地開発公社※	平成21年2月13日	平成21年2月12～13日	
3	財団法人広島県建設技術センター※	平成21年1月14日	平成21年1月13～14日	
4	財団法人中央森林公園協会※	平成21年2月6日	平成21年2月6日	
5	社団法人広島県野菜価格安定資金協会	平成21年1月9日	平成21年1月9日	
6	福山リサイクル発電株式会社※	平成21年1月20日	平成21年1月20日	
7	広島エアポートビレッジ開発株式会社※	平成21年2月4日	平成21年2月3～4日	
8	学校法人安田学園	平成21年3月18日	平成21年2月13日	書面監査
9	社団法人広島県栽培漁業協会	平成21年1月22日	平成21年1月22日	実地監査
10	広島県ビルメンテナンス協同組合	平成21年1月9日	平成21年1月9日	
11	株式会社くれせん	平成21年1月16日	平成21年1月16日	
12	山陽土建工業株式会社・山崎建設株式会社共同企業体	平成21年1月23日	平成21年1月23日	
13	広島エアポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体	平成21年2月4日	平成21年2月3～4日	
14	株式会社県民の浜蒲刈	平成21年3月18日	平成21年2月5日	書面監査

注 機関名に「※」を表記している機関については、監査委員事務局職員の行う財務調査の一部を公認会計士が実施した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

県の機関

1 西条特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 身体障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 東広島市西条町田口 314
- ・教職員数 58人 (1人)
[平成20年5月1日現在で本務者数。()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計]

・生徒の状況

本校	部・学年等	小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子(人)	1	1	2	3	1	0	8	2	6	1	9	3	5	3	11
	女子(人)	2	0	0	1	0	0	3	3	3	1	7	2	2	4	8
	合計(人)	3	1	2	4	1	0	11	5	9	2	16	5	7	7	19
八本松分級	部・学年等	小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子(人)	0	2	0	0	2	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0
	女子(人)	0	0	1	1	1	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0
	合計(人)	0	2	1	1	3	0	7	2	0	0	2	0	0	0	0
合計	部・学年等	小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	男子(人)	1	3	2	3	3	0	12	3	6	1	10	3	5	3	11
	女子(人)	2	0	1	2	1	0	6	4	3	1	8	2	2	4	8
	合計(人)	3	3	3	5	4	0	18	7	9	2	18	5	7	7	19
進学就職	進学	—						2人 (100.0%)				0人 (0.0%)				
	就職	—						0人 (0.0%)				0人 (0.0%)				
	その他	—						0人 (0.0%)				3人 (100.0%)				

(注)・「部・学年」の生徒数等は、平成20年5月1日現在である。

・「進学就職」の状況は、平成19年度(平成20年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 毒物・劇物の管理について

毒物及び劇物の管理において、次のとおり毒物及び劇物取締法に定められた管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

- (ア) 毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。

根拠	①毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)
	②「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

- (イ) 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管容器にこれらの表示のないものがあつた。

根拠	①毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇物の表示)
	②毒物及び劇物取締法第22条第5項 第11条、第12条第1項及び第3項、第16条の2並びに第17条第2項から第5項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第1項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

イ 委託契約における設計金額の積算について

施設管理業務における設計金額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。

- ・電話設備保守点検(平成20~21年度長期継続契約)

【意見】

毒物・劇物の管理に関する学校薬剤師の活用について

毒物及び劇物の管理に関し、これまで学校薬剤師による指導や助言等を受けておらず、用途不明なまま管理されているものもあるため、速やかに必要な指導や助言等を受け、毒物・劇物等の管理に万全を期す必要がある。

2 廿日市特別支援学校

(1) 機関の概要

・主な業務 障害等のある児童・生徒の教育の実施

・所在地 廿日市市宮内 877-2

・教職員数 92 人 (13 人)

[平成 20 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計]

・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子 (人)	4	3	9	2	6	3	27	6	7	10	23	16	17	14	47	
女子 (人)	3	3	5	3	0	1	15	5	4	4	13	8	10	9	27	
合計 (人)	7	6	14	5	6	4	42	11	11	14	36	24	27	23	74	
進学就職	進学	—							9 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				1 人 (4.3%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				22 人 (95.7%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 20 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」の状況は、平成 19 年度 (平成 20 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 音戸警察署

(1) 機関の概要

・主な業務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

・所在地 呉市音戸町南隠渡一丁目 11 番 48 号

・所管区域 呉市音戸町及び倉橋町

・管内面積 73.17km²

・管内人口 21,169 人 (平成 20 年 11 月 30 日現在)

・組織体制 5 課 (警務課, 会計課, 生活安全刑事課, 地域交通課, 警備課)

・職員数 27 人 (平成 20 年 11 月 30 日現在の常勤職員数)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

財政的援助団体等

1 広島高速道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・住所 広島市中区中町8番18号
- ・理事長 田原 克尚
- ・設立 平成9年6月3日
- ・役職員（平成20年12月1日現在）
役員5人（うち常勤3人）
職員90人
- ・主な事業 指定都市高速道路の新設、改築、維持、その他の管理及び国土交通省、広島県、広島市、西日本高速道路株式会社等からの受託事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成19年度
総収益 A	5,481,731
総費用 B	5,468,112
当期利益 C (A-B)	13,619
資産合計 D (E+F)	292,714,539
負債合計 E	231,305,073
(うち、特別法上引当金等)	17,415,232
資本合計 F	61,409,466
(うち、基本金)	61,275,000
(うち、利益剰余金)	134,466

(注) 特別法上引当金等は、償還準備金（毎年の道路事業収支差額の繰入額）と償還準備積立金（道路の建設期間中に発生する消費税法第30条による課税仕入控除相当額）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金65,272,000,000円のうち、32,636,000,000円(50.0%)を出資
(平成21年1月20日現在) (所管課 土木局土木整備部土木整備管理課)
- (イ) 特別転貸債を貸付(所管課 土木局土木整備部土木整備管理課)
 - ・貸付金残高 36,494,648,325円(平成20年3月31日現在)
 - ・貸付の対象 高速道路建設事業資金
- (ウ) 債務保証(所管課 土木局土木整備部土木整備管理課)
 - ・債務保証残高 64,188,648,983円(平成20年3月31日現在)
 - ・保証の対象 国、公営企業金融公庫、市中銀行等からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 計算書類の作成における事務処理について

計算書類の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 損益計算書においては、「引当金等繰入」勘定は「償還準備金繰入」及び「償還準備積立金繰入」の2つの勘定科目に区分され計上されているが、総勘定元帳においては「償還準備金繰入」勘定の計上は無く、「償還準備積立金繰入」勘定に一本化して経理されていた。
- (イ) 普通乗用車の耐用年数を5年としていた。減価償却資産の耐用年数等に関する省令に従って、6年に変更する必要がある。
- (ウ) 道路損傷の復旧に係る原因者負担金における督促手数料について、「未収金」に計上されていないものがあった。

イ 長期未収（過年度分）について

次の収入において、長期未収（過年度分）となっているものがあった。法的措置を適切に講じるなど、徴収の促進に努められたい。（監査日現在確認分）

- ・道路損傷の復旧に係る原因者負担金及び督促手数料 4件 1,546,631円
- ・徴収猶予金 23件 7,800円

2 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
- ・住所 広島市南区的場町一丁目3番6号
- ・理事長 三島 裕三
- ・設立 昭和48年3月31日
- ・役職員（平成20年12月31日現在）
 - 役員11人（うち常勤2人）
 - 職員19人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業 公有地取得事業、あっせん等事業、土地造成事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成19年度
総収益 A	5,246,345
総費用 B	5,126,928
当期利益 C (A-B)	119,417
総資産 D (E+F)	27,005,660
総負債 E	8,266,628
資本の部 F	18,739,032
（うち資本金）	30,000
（うち当期利益）	119,417

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金30,000,000円の全額を出資（平成21年2月13日現在）
（所管課 土木局総務管理部土木総務課）

- (イ) 開発適地先行取得資金貸付金（所管課 土木局空港港湾部空港振興課）
 - ・貸付金残高 1,723,810,258 円（平成 20 年 3 月 31 日現在）
 - ・貸付の対象 開発適地先行取得に係る事業資金（広島空港周辺整備に係る用地補償費）
- (ウ) 債務保証（所管課・室 土木局土木整備部道路河川管理室，都市局都市整備課）
 - ・債務保証残高 5,280,733,749 円（平成 20 年 3 月 31 日現在）
 - ・保証の対象 公有地先行取得の用地補償費等に係る金融機関からの借入金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

賞与引当金の計上について

貸借対照表において、翌期に支給する賞与のうち、対象期間が当期に帰属する支給見込額が賞与引当金として計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

キャッシュフロー計算書の表示について

キャッシュフロー計算書において、消費税等の支払額として 48,182,851 円が計上されているが、その大部分 (40,028,751 円) は消費税及び地方消費税以外の費用である。支出の実態を明確にするため、実態に即した項目として別掲する必要がある。

(3) 付 記

契約書への収入印紙の貼付について

契約の相手方から法人に交付された契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。契約相手方による印紙貼付について法人でも確認を行うなど、適切な事務処理に努めていただきたい。

- ・連続立体交差事業（広島市東部地区連続立体交差事業）に伴う業務委託（第 2 工区）変更契約書（平成 19 年度）

3 財団法人広島県建設技術センター

(1) 機関の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 建設事業における技術水準の向上を図るとともに、広島県内の地方公共団体が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与する。
- ・住所 広島市中区中町 8 番 18 号
- ・理事長 大野 宏之
- ・設立日 平成 3 年 3 月 25 日
- ・役職員（平成 20 年 12 月 19 日現在）
 - 役員 10 人（うち常勤 3 人）
 - 職員 27 人（非常勤職員を含む。）
- ・主な事業（平成 19 年度実績）
 - 建設事業に係る技術等の研修，相談
 - 中小建設業者等の育成のための研修
 - 建設事業に係る調査設計管理，設計積算及び施行管理業務等の受託
 - 電算による積算システムのための単価・歩掛データの市町への提供
 - 建設事業に係る図書の出版・販売

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度
経常収益 A	328,388
経常費用 B	344,068
当期経常増減額 C (A-B)	▲ 15,680
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D-E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	▲ 15,680
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	▲ 15,680
資産合計 J (K+N)	769,017
負債合計 K	101,914
指定正味財産 L	50,000
(うち、基本財産充当額)	50,000
一般正味財産 M	617,103
正味財産合計 N (L+M)	667,103

ウ 県の財政的援助等の状況

基本金 50,000,000 円のうち、26,000,000 円 (52.0%) を出捐 (平成 20 年 1 月 14 日現在)
(所管課 土木局総務管理部技術企画課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 金券等の管理について

金券等の管理において、収受の状況が受払簿等に記載されていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

(ア) 現金書留により送付された図書代金について、金銭収受簿に記載されていないものがあつた。

(イ) タクシー券について、タクシー券受払簿に「受」や「残高」の記載がされていないものがあつた。

イ 手許現金の管理について

手許現金の限度額について、法人の財務規程施行細則では 10 万円とされているが、10 万円を超えて保管していたときがあつた。適正な管理に努められたい。

ウ 設計図書の販売代金の積算について

設計図書の販売単価について、積算を誤って販売しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

エ 財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の作成において、次のとおり不備があつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 賞与引当金について、対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上すべきところ、当期の支給実績額をもとに算出し、計上していた。

(イ) 退職給付引当金の計上において、法人の退職手当に関する規程に規定する支給率と異なる率で算出し、計上していた。

(ウ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法並びにリース取引の処理方法について、財務諸表に対する注記の重要な会計方針に記載していなかった。

オ 契約における事務処理について

契約における事務処理において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 予定価格について、契約の締結及び経費の支出の起案に記載しているものがあつた。

- ・労働者派遣契約（平成19年度）
- ・事務委託契約（平成19年度，平成20年度）
- ・税理士業務委任契約（平成19年度，平成20年度）

(イ) 県から受託した業務の一部を他の業者に再委託するに当たり、あらかじめ書面による県の承諾を得ていなかった。

受託業務名 (路河川名等)	道路改良工事（代行）にともなう業務委託（監督強化業務） 市町村道 梶矢下川根線
委託者	広島地域事務所長（広島地域事務所建設局）

(ウ) 事務室の共益費及び駐車場の料金について、支払金額は消費税率を5%で計算して支出しているが、契約書に記載されている金額は当初契約のまま消費税率を3%で計算した額となっており、変更されていなかった。

- ・広島クリスタルプラザ建物賃貸借契約書（平成6年5月13日締結）
- ・駐車契約書（平成7年10月31日締結）

カ 旅費の支給について

旅費の支給については広島県職員の例によることとされているが、旅費額の算定を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

貸借対照表における退職給付引当金等の帰属について

正味財産増減計算書において、退職給付費用は一般会計と受託会計に各々計上しているが貸借対照表では退職給付引当金及び退職給付引当預金を全額受託会計に計上している。これは、退職給付引当預金を全額受託会計の預金口座で管理しているためとのことであるが、一般会計に帰属する退職給付引当金は一般会計に計上し、対応する退職給付引当預金も一般会計で管理する必要がある。

(3) 付記

配賦基準の変更に係る注記について

一般会計と受託会計の共通経費の配賦基準について、平成19年度に変更しているが、配賦基準は、共通収益及び費用の発生態様等に特別の変化などが無い限り、每期継続して適用する必要があるとされている。

このため、基準を変更する場合は財務諸表の注記に「その他公益法人の資産、負債及び正味財産増減の状況を明らかにするため必要な事項」として、配賦基準を変更したこと、変更の理由及び損益に関する影響額を記載していただきたい。

4 財団法人中央森林公園協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県が設置する広島県立中央森林公園等の施設の管理運営に協力するとともに、庭園空港都市の創造、発展に寄与する。
- ・住所 三原市本郷町上北方1315番地
- ・理事長 平田 光章
- ・設立 平成4年4月6日

- ・役職員（平成20年12月31日現在）
 - 役員11人（常勤1人）
 - 評議員7人
 - 職員6人
- ・主な事業 中央森林公園（公園センター等地區）の管理運営（指定管理者）

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成19年度
事業収入 A	107,323
負担金収入 B	6,000
雑収入 C	5,082
当期収入合計 D (A+B+C)	118,405
前期繰越収支差額 E	48,743
収入合計 F (D+E)	167,148
事業費 G	113,192
管理費 H	11,560
当期支出合計 I (G+H)	124,752
当期収支差額 J (D-I)	▲ 6,347
次期繰越収支差額 K (E-J)	42,396
資産合計 L (M+N)	94,632
負債合計 M	21,254
正味財産 N	73,377
（うち基本金）	30,000
（うち当期正味財産増減額）	▲ 7,152

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本金30,000,000円のうち、13,500,000円（45.0%）を出捐（平成21年2月6日現在）
（所管課 環境県民局環境部自然環境課）

（イ）公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立中央森林公園（公園センター等地區）
- ・指定期間 平成18年4月1日～平成21年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 18,000,000円
（うち、平成19年度管理費用6,000,000円）
- ・所管課 環境県民局環境部自然環境課
- ・利用状況

区 分	平成18年度	平成19年度
日本庭園（三景園）	56,783人	63,650人
レンタサイクル	33,768人	35,896人
バーベキュー	7,143人	9,686人
運動広場	7,073人	14,152人
駐車場	46,769台	47,664台
入込み総数	232,800人	250,000人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 利用料金の徴収について

バーベキュー広場の利用料金において、県の承認を受けずに、基本協定書で定める利用料金の額を下回る料金を徴収しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

イ 現金出納事務について

自主事業として、有料でグランドゴルフに係る用具の貸し出しを行っているが、利用者に対して領収証書を交付していなかった。適正な事務処理に努められたい。

ウ 郵便切手類等の管理について

郵便切手類及び収入印紙の管理において、「郵便切手類出納帳」、「収入印紙使用簿」は作成されていたが、どちらも残高が明らかになっていなかった。受払状況や残高が確認できる帳簿を作成し、出納命令者が残高を確認するなど、適正な事務処理に努められたい。

エ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県の書面による承認を得なければならないこととされているが、承認を得ていないものがあつた。

業務	産業廃棄物処理業務（平成 18～20 年度）
根拠	基本協定書第 11 条

- (イ) 中央森林公園環境整備業務委託契約において、契約書では、委託業者が委託業務の実績を 1 か月ごとに集計し、報告書に取りまとめて報告をし、その内容について審査を行った後委託料を支払うこととされているが、委託業者からの 1 か月ごとの実績報告書を受けることなく委託料の支払いを行っていた。

- (ウ) 三景園池浄化設備等保守業務委託契約において、点検内容や点検方法を定めた仕様書が示されておらず、業務内容が明確にされていなかった。また、年 2 回実施する逆洗水処理装置清掃について、業者からの点検結果は年 1 回しか報告されていなかった。

オ 県有備品の管理について

次の県有備品について、県有備品である旨の表示が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

県有備品	装置収容箱 自動体外式除細動器収納ボックス 1 個
根拠	基本協定書第 15 条

カ 決算書類の作成における事務処理等について

計算書類の作成において、次のとおり不備があつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 一般会計に係る正味財産増減計算書において、前期繰越正味財産額及び当期正味財産合計額に誤りがあつた。また、事業部門特別会計に係る正味財産増減計算書において、平成 18 年度決算における資産減少額の計上漏れにより、平成 18 年度決算の当期正味財産合計額と平成 19 年度決算の前期繰越正味財産額が一致していなかったが、この差異について注記されていなかった。
- (イ) 一般会計及び事業部門特別会計の貸借対照表において、不要な内訳科目（銀行間残高調整）による未収金、未払金が計上されていた。
- (ウ) 棚卸資産に係る評価基準及び評価方法が注記されていなかった。
- (エ) 翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額が賞与引当金として計上されていなかった。

【意見】

ア 決算書類の作成について

未収金、未払金に係る勘定科目内訳書において、「その他未収金」、「その他未払金」の内訳が明瞭でなかった。財務情報を適切に表示するためにも、内訳明細書等により明らかにする必要がある。

イ 固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却の始期は、財務規程第 47 条により「当該資産の取得の翌日」となっているが、「使用を開始した月」に訂正する必要がある。

5 社団法人広島県野菜価格安定資金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 国や県の補助金、会員からの負担金等を原資として野菜安値補償金を造成し、野菜の市場価格が著しく低下した場合に、会員を通じて生産者に安値補償金を交付することにより、野菜の安定した生産と供給を図る。
- ・住所 東広島市河内町入野字打森側 1631-13
- ・会長理事 西岡 恒治
- ・設立 昭和 42 年 5 月 26 日
- ・役職員（平成 20 年 11 月 30 日現在）
役員 18 人（全員非常勤）
職員 3 人（臨時職員を含む。）
- ・主な事業 安値補償交付予約数量の取りまとめ、安値補償交付準備金の造成及び管理、安値補償金の交付

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度
経常収益 A	180,282
経常費用 B	192,530
当期経常増減額 C (A-B)	▲ 12,248
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D-E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	▲ 12,248
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	▲ 12,248
資産合計 J (K+N)	848,769
負債合計 K	457,549
指定正味財産 L	18,230
(うち基本財産充当額)	18,230
一般正味財産 M	372,990
正味財産合計 N (L+M)	391,220

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金 18,230,000 円のうち、13,050,000 円 (71.6%) を出捐 (平成 21 年 1 月 9 日現在)
(所管課 農林水産局農水産振興部農産課)

(イ) 平成 19 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金、野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業補助金を交付（所管課 農林水産局農水産振興部農産課）

a 平成 19 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金

- ・補助額 16,414,076 円（総事業費 559,041,470 円，補助対象経費 327,599,337 円）
- ・交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として，業務対象年間中に造成する補償準備金に充てるための経費で国費補助分を除いた経費

b 平成 19 年度野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業補助金

- ・補助額 1,462,000 円（総事業費 8,637,000 円，補助対象経費 7,565,000 円）
- ・交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として造成する補償準備金に充てるための経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

賞与引当金の計上について

貸借対照表において，翌期の賞与支給額のうち，支給対象期間が当期に帰属する金額が賞与引当金として計上されていなかった。適切な会計処理に努められたい。

【意見】

経費負担割合の明確化について

法人が使用する事務スペースに係る事務所管理経費について，建物の所有者との間で経費負担割合が明確にされていなかった。事務スペースに関しては，書面で使用面積，経費負担区分等を明確にするなど，合理的かつ明確なルールを定める必要がある。

6 福山リサイクル発電株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じた環境，資源，エネルギー対策を進め，市町の廃棄物処理コストの低減を図るため，RDF発電・灰溶融事業を実施する。
 - ※ サーマルリサイクル：廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを回収
 - ※ RDF：ごみ固形燃料
- ・住所 福山市箕沖町 107 番 8
- ・代表取締役社長 加藤 幸男
- ・設立 平成 12 年 5 月 24 日
- ・役職員（平成 20 年 11 月 30 日現在）
 - 役員 10 人（うち常勤 2 人）
 - 社員 5 人
- ・主な事業 RDF の受入及び焼却処理，焼却時に発生する熱源を利用した電力供給事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度
売上高 A	1,771,573
売上原価 B	1,385,340
販売費及び一般管理費 C	79,258
営業利益 D (A-B-C)	306,974
営業外収益 E	3,241
営業外費用 F	159,324
経常損益 G (D+E-F)	150,891
特別利益 H	22,498
税引前当期純利益 I (G+H)	173,389
当期純損益	105,842
資産合計 A (B+C)	6,429,850
負債合計 B	4,631,536
純資産合計 C	1,798,314
(資本金)	1,600,000
(利益剰余金)	198,314

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金 1,600,000,000 円のうち、400,000,000 円 (25.0%) を出捐 (平成 21 年 1 月 20 日現在)
 (所管課 環境県民局環境部循環型社会課)
- (イ) 地域総合整備資金を貸付 (所管課 企画振興局地域振興部地域政策課)
- ・貸付金残高 736,000,000 円 (平成 20 年 3 月 31 日現在)
 - ・貸付の対象 R D F 処理施設整備事業資金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務規定の見直しについて

会社法の施行に伴い必要となる財務規定の改定が行われていなかった。適切な事務処理に努められたい。

イ 財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の作成において、次のとおり不備があった。適切な事務処理に努められたい。

- (ア) 期中に発生した未収利息が計上されていなかった。
- (イ) 個別注記表において、次の注記漏れがあった。
- (貸借対照表に関する注記)
- ・関係会社に対する金銭債権
 - ・関係会社に対する金銭債務
- (損益計算書に関する注記)
- ・関係会社との営業取引による取引高の総額
 - ・関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額

7 広島エアポートビレッジ開発株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島空港の周辺地域を「豊かな自然環境の中で臨空の機動性・利便性を活かした庭園空港都市」として整備することを目的に設立する。
- ・住所 三原市本郷町善入寺 64 番地の 31
- ・代表取締役社長 亀頭 睦訓
- ・設立 平成 2 年 4 月 26 日
- ・役職員 (平成 20 年 12 月 31 日現在)
 役員 14 人 (うち常勤役員 2 人)
 職員 14 人 (契約社員, 非常勤職員等は含まない。)
- ・主な事業 ホテル事業 [広島エアポートホテルの経営]
 ゴルフ事業 [フォレストヒルズゴルフ&リゾートの経営]
 指定管理者としての受託事業 [広島県立中央森林公園 (フォレストヒルズガーデン地区) を管理]

イ 経営の状況

(単位: 千円)

区 分	平成 19 年度
売上高 A	1, 533, 427
売上原価 B	1, 637, 653
販売費及び一般管理費 C	52, 281
営業利益 D (A - B - C)	▲156, 506
営業外収益 E	73, 825
営業外費用 F	4, 152
経常損益 G (D + E - F)	▲86, 834
特別利益 H	6, 540
特別損失 I	459
税引前当期純利益 J (G + H - I)	▲80, 753
当期純損益	▲82, 003
資産合計 A (B + C)	5, 911, 001
負債合計 B	5, 480, 911
純資産合計 C	430, 089
(資本金)	5, 700, 000
(利益剰余金)	▲5, 269, 910

注 千円未満を切り捨てている。また、端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金 5, 700, 000, 000 円のうち 2, 450, 000, 000 円 (43.0%) を出資 (平成 21 年 2 月 4 日現在)
 (所管課 企画振興局地域振興部地域政策課)

(イ) 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島空港県営第一駐車場, 広島空港県営第二駐車場
- ・指定期間 平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 96, 521, 000 円
 (うち, 平成 19 年度管理費用 31, 630, 000 円)
- ・所管課 企業局土地整備課
- ・利用台数

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
238, 579 台	245, 783 台	223, 675 台

(ウ) 平成 19 年度空港周辺地域活性化事業補助金 (所管課 企画振興局地域振興部地域政策課)

- ・補助額 15,632,000 円
- ・交付の目的 広島空港周辺地域の「活力とにぎわい」の創出に先導的な役割を担っている広島エアポートビレッジ開発株式会社の安定した経営を確保するため。
- ・補助対象経費 公園利用可能な自然緑地等の国有地使用料, ハイキングコース等管理料, エアラインクルー宿泊料特別割引による減収額, ホテル事業に係る県有地使用料, ホテル事業に係る市有地使用料

(エ) 広島エアポートビレッジ事業資金貸付 (所管課 企画振興局地域振興部地域政策課)

- ・貸付金残高 2,370,000,000 円 (平成 20 年 3 月 31 日現在)
- ・貸付の対象 広島エアポートビレッジに係る事業資金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の個別注記表において, 次の注記漏れがあった。適切な事務処理に努められたい。

(貸借対照表に関する注記)

- ・関係会社に対する金銭債権
- ・関係会社に対する金銭債務

(損益計算書に関する注記)

- ・関係会社との営業取引による取引高の総額
- ・関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額

【意見】

バスカードの管理について

使用中の 5,500 円のバスカードが 1 枚金庫に保管されていたが, バスカード使用簿の補助簿が作成されていないため, 残額の確認を行うことができなかった。残枚数及び金額が確認できるよう, バスカードの出納・保管を適切に行う必要がある。

(3) 付 記

委託契約の契約方法について

ゴルフ場クラブハウス清掃業務委託について, 随意契約により委託契約を行っているが, 競争性を発揮した契約方法について検討していただきたい。

8 学校法人安田学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 大学, 短期大学, 高等学校, 中学校, 小学校, 大学附属幼稚園, 短期大学附属幼稚園の運営
- ・住所 広島市安佐南区安東六丁目 13 番 1 号
- ・理事長 安田 裕実
- ・設立 昭和 26 年 3 月 10 日

・学校の状況

(平成20年5月1日現在)

区 分	生徒数等	教員数	職員数
安田女子大学	3,245人	326人	100人
安田女子短期大学	563人	83人	16人
安田女子高等学校	714人	57人	16人
安田女子中学校	561人	40人	15人
安田小学校	485人	23人	7人
安田女子短期大学附属幼稚園	193人	7人	9人
安田女子大学附属幼稚園	207人	8人	10人
合 計	5,968人	544人	173人

(注) 教員数、職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成19年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金）、授業料減免事業支援特別経費補助金を交付（所管課 環境県民局総務管理部学事課）

(ア) 経常費補助金

- ・補助額 565,739,000円
(総事業費1,311,328,684円、補助対象経費1,268,072,533円)
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校、中学校、小学校、短期大学附属幼稚園、大学附属幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 授業料等軽減補助金

- ・補助額 4,823,400円（総事業費4,823,400円、補助対象経費4,823,400円）
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助額 1,600,200円（総事業費1,600,200円、補助対象経費1,600,200円）
- ・交付の目的 私立小学校、中学校の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

平成19年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、広島市私立幼稚園振興事業補助金の補助対象となっている教職員研修事業について、安田女子短期大学附属幼稚園の教職員研修費の額を、誤って安田女子大学附属幼稚園の教職員研修費として計上していたため、補助対象経費の計算に誤りがあった。（安田女子大学附属幼稚園）

県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

【意見】

補助事業により取得した機器備品について

県補助金により取得したシューズボックスについて、現地確認を行ったところ、固定資産台帳の形状と異なっていた。

固定資産台帳には、現物の形状を記載し、県補助金により取得した機器備品の管理を行う必要がある。（安田小学校）

9 社団法人広島県栽培漁業協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 水産動物等の種苗生産、育成及び放流
栽培漁業及び水産資源の維持増大に関する技術の開発並びに知識の普及啓発
広島県栽培漁業センターの管理運営の受託
- ・住所 竹原市高崎町字西大乘新開 185 番地の 12
- ・理事長 大澤 直之
- ・設立 昭和 55 年 11 月 1 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県栽培漁業センター
- ・指定期間 平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日 420,513,000 円
(うち、平成 19 年度管理費用 125,600,000 円)
- ・所管課 農林水産局農水産振興部水産課
- ・利用状況 (頒布実績)

(単位：千匹)

魚種名	サイズ	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
マダイ	平均全長 12mm	2,240	1,440	1,440
ヒラメ	平均全長 25mm	840	—	—
	平均全長 50mm	—	569.1	580
メバル	平均全長 20mm	—	—	13
ガザミ	全甲幅 5mm (1 齢)	4,485	4,191.2	4,156
ヨシエビ	平均全長 12mm	2,540	800	800
	平均全長 15mm	—	400	400
	平均全長 25～28mm	—	284.9	439
特選 広島カキ	コクタ-3mm, 16 個	677.6 (千枚)	724.4 (千枚)	746 (千枚)
	一粒 10mm	—	428 (千個)	690 (千個)
	一粒 20mm	—	155 (千個)	49 (千個)
アユ	平均体重 0.5g	2,770+90 kg	2,820+800 kg	2,820+890 kg

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 組合員の行うビルメンテナンス業務 (官公需) 及び指定管理者制度に係る共同受注等
- ・住所 広島市中区千田町三丁目 6 番 8 号
- ・理事長 並川 壽男
- ・設立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況

(ア) 広島南部地区

- ・公の施設名 県営住宅 広島南部地区
- ・管理対象地域 広島市中区, 東区, 南区, 安芸郡海田町, 熊野町, 坂町
- ・指定期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 853,942,873円 (うち, 緊急修繕費45,000,000円)
〔うち, 平成19年度管理費用282,714,320円 (緊急修繕費13,780,710円を含む。)]〕
- ・所管室 都市局住宅課住宅管理室
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成19年度末	4,270	3,604	523	96.2
平成20年11月末日現在	4,313	3,636	529	96.1

(イ) 広島北部地区

- ・公の施設名 県営住宅 広島北部地区
- ・管理対象地域 広島市安佐南区, 安佐北区
- ・指定期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,155,405,549円 (うち, 緊急修繕費45,000,000円)
〔うち, 平成19年度管理費用377,780,393円 (緊急修繕費7,440,195円を含む。)]〕
- ・所管室 都市局住宅課住宅管理室
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成19年度末	5,158	4,732	12	92.0
平成20年11月末日現在	5,158	4,730	19	92.0

(ウ) 第二平成ヶ浜地区

- ・公の施設名 県営住宅 第二平成ヶ浜地区
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目
- ・指定期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 10,199,749円 (うち, 空家修繕費等1,800,000円)
〔うち, 平成20年度管理費用上限額2,713,269円 (空家修繕費等600,000円を含む。)]〕
- ・所管室 都市局住宅課住宅管理室
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成20年11月末日現在	60	60	0	100.0

(2) 監査の結果

【指摘事項】

「収納員現金出納簿兼領収原符受払簿」の日付の記載について

「収納員現金出納簿兼領収原符受払簿」において、「現金払込又は現金引継年月日」欄は金融機関への払込日を記入すべきところ、領収日を記入しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

現金収納事務における体制の明確化について

住宅使用料の現金徴収に当たり、県では、①収納員（納入義務者から現金を収納する者）以外の者が確認者となり②確認者は、収納員が収納した現金の確認を収納直後に行うよう、指定管理者を指導しているが、当該確認が行われていなかった。

確認者が収納直後の確認を行うよう管理体制を明確化する必要がある。

11 株式会社くれせん

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 ビルメンテナンス事業、介護事業及び建築事業 等
- ・住所 呉市西中央四丁目6番3号
- ・代表取締役 平尾 清史
- ・設立 昭和46年2月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営住宅 東広島・竹原地区
- ・管理対象地域 東広島市、竹原市
- ・指定期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 137,818,200円（うち、緊急修繕費30,000,000円）
（うち、平成19年度管理費用35,939,400円）
- ・所管室 都市局住宅課住宅管理室
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成19年度末	523	506	—	96.7
平成20年11月末日現在	523	498	—	95.2

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

領収原符の管理について

領収原符の管理方法については、包括協定書等で特段の定めは示されていないが、事務所全体としての領収原符受払簿を整備し、領収原符の使用状況や未使用領収原符の管理を行っていただきたい。

12 山陽土建工業株式会社・山崎建設株式会社共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 指定管理者制度に係る県営住宅の管理
- ・住所 福山市多治米町六丁目4番5号
- ・代表者 山陽土建工業㈱代表取締役 栗原 賢治
- ・成立日 平成18年7月12日
- ・構成員 山陽土建工業㈱, 山崎建設㈱

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営住宅 福山, 府中地区
- ・管理対象地域 福山市, 府中市
- ・指定期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 552,050,000円 (うち, 緊急修繕費30,000,000円)
〔うち, 平成19年度管理費用 173,850,000円 (緊急修繕費 10,000,000円を含む。)]
- ・所管室 都市局住宅課住宅管理室
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成19年度末	2,226	2,042	28	92.3
平成20年11月末日現在	2,211	2,020	13	91.9

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 県有備品の管理について

平成19年度に県から支払われる管理費用で購入した備品について, 県への報告及び県有(貸与)備品である旨の表示が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 管理費用の使途について

指定管理業務の開始日以前に購入した備品の購入費が, 対象経費として管理費用に含まれていた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

現金出納簿の管理について

現金出納簿について, パソコンで管理し, 1か月分をまとめて印字した上, 確認印を押印していた。現金出納簿は, 日々の収納金の受払いを確認するものであることから, 記帳や確認は, 収納日ごとに行う必要がある。

(3) 付 記

領収原符の管理について

領収原符の管理方法については包括協定書等で特段の定めは示されていないが, 事務所全体としての領収原符受払簿を整備し, 領収原符の使用状況や未使用領収原符の管理を行っていただきたい。

13 監査対象機関：広島エアポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の管理を共同連帯して営む。
- ・住所 三原市本郷町善入寺 64 番地の 31
- ・代表者 広島エアポートビレッジ開発株式会社 代表取締役社長 亀頭 睦訓
- ・設立 平成 17 年 10 月 14 日
- ・構成員 広島エアポートビレッジ開発株式会社，株式会社広島エアポートホテル

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）
- ・指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 105,307,000 円
(うち，平成 19 年度管理費用 34,972,000 円)
- ・主な施設管理 多目的ホール棟（大会議室，中会議室，小会議室，プール），セミナーハウス（セミナー室），コテージ（コテージ 4 人用，コテージ 6 人用），テニスコート
- ・所管課 環境県民局環境部自然環境課
- ・利用状況

(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
利用者数	51,394	46,177

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

施設の利用促進について

施設利用者が減少しているが，利用者の増加に向けて，魅力のある企画の立案や各方面との連携など，一層の利用促進対策に取り組んでいただきたい。

14 株式会社県民の浜蒲刈

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 県立県民の浜（輝きの館等）及びかまがり温泉やすらぎの館等の指定管理者業務
- ・住所 呉市蒲刈町大浦字前沖浦 7605 番地
- ・代表取締役 柴崎 龍雄
- ・設立 平成 16 年 4 月 27 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県民の浜
- ・指定期間 平成 17 年 3 月 20 日～平成 20 年 3 月 31 日
平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成17年3月20日～平成20年3月31日 3,115,000円
(うち、平成19年度管理費用918,000円)
- ・指定期間に係る納付金の額
平成20年4月1日～平成23年3月31日 4,800,000円
(うち、平成20年度納付金1,600,000円)
- ・所管課 環境県民局環境部自然環境課
- ・利用状況 (平成19年度)

(単位：人)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
輝 き の 館	宿泊	8,562	10,068	10,947
	研修・一時利用	6,288	4,398	5,367
	レストラン	24,353	20,588	20,446
テニスコート		1,340	1,298	1,130
海水浴場		27,470	29,560	22,405
合 計		68,013	65,912	60,295

ウ 県の財政援助等の状況

平成19年度県立県民の浜の利用料金の減免に伴う負担金を交付

(所管課 環境県民局環境部自然環境課)

- ・負担金の額 300,000円 (総事業費309,700円, 対象経費300,000円)
- ・交付の目的 指定管理者が減免した県立県民の浜の利用料金を負担する
- ・対象経費 県立県民の浜の利用料金の減免額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

県有（貸与）備品の管理について

県有（貸与）備品について、現物が確認できないもの及び標識（備品ラベル）が付されていないものがあつた。また、故障等により使われていない県有（貸与）備品について、県に報告していなかつた。適正な事務処理に努められたい。

【意 見】

納付金の納付について

「広島県立県民の浜の管理に関する年度別協定書」において、指定管理者は平成20年9月30日までに県が発行する納入通知書により第1回の納付金を納付することとされているが、納入通知書の発行が遅延したため、期限までに納付できなかった。県は適正な事務処理に努める必要がある。

(3) 付 記

収入・支出の按分方法について

県立県民の浜及びかまがり温泉やすらぎの館等の収入並びに管理業務など共通する支出については、按分の基準を定め県分と呉市分に按分しているが、一部において按分が行われていないものがあつた。

平成21年度から新たに、かまがり天体観測館等の指定管理者となることから、収入・支出の按分方法について、県、呉市及び指定管理者の合意に基づく合理的かつ明確なルールを定めていただきたい。

※ かまがり温泉やすらぎの館、かまがり天体観測館

呉市の公の施設で、(株)県民の浜蒲刈が指定管理者とされている。